

平成26年 農作業標準労働賃金協定表

平成26年4月～平成27年3月末まで
大山町農業委員会



農作業標準労働賃金協定額

平成26年度の農作業標準労働賃金協定額が決まりました。適用期間は平成26年4月から27年3月末です。
この協定額は全町の標準額です。地区や農地の状況で異なりますので、この労働賃金表を参考に、話し合いによって決めてください。

作業名		協定額 (税込)	摘要
田植え	機械植え (10a当たり)	6,500円	1. 側条施肥付500円加算
	一般労務	800円	1. 1時間当たりの料金 2. 時間経過の際は適時加算 3. 葉たばこ・ネギ調理含む
耕耘機・トラクター	荒起	6,000円	1. 農地の状況により適宜加算
	こなし	3,600円	
	代かき	5,000円	
	こなし・代かき同時 (10a当たり)	7,000円	
堆肥	散布	1,500円	1. 1t当たりの料金 2. 堆肥料金は別途料金
	あぜ草刈 (1時間当たり)	1,800円	1. 刈払機 (機械代・燃料代含む)
	あぜ塗り (1m当たり)	100円	
	薬剤散布 (10a当たり)	1,000円	1. ナイアガラ散布 (機械代・燃料代含む)
	追肥 (10a当たり)	800円	1. 機械代・燃料代含む
稲刈	バインダー (10a当たり)	8,000円	1. すみ刈りは、委託者で行う
	コンバイン (10a当たり)	16,000円	1. カッター使用の場合は600円加算 2. 結束機使用の場合は2,200円加算 3. すみ刈りは委託者で行う 4. 倒伏の場合は下記基準を協議のうえ加算する 2割～5割の倒伏・・・1割増 5割以上の倒伏・・・3割増 5. 湿田の場合は協議のうえ加算する
稲脱穀	ハーベスター (10a当たり)	7,500円	

※消費税総額表示 (協定額は消費税8%を含んだものです)

◆問い合わせ先
農業委員会事務局
☎0858-58-6115

※梨については、西部果樹協会 (0859-37-5814) までお問い合わせください。
※この協定表は全町の標準額です。地区・農地の状況によって異なりますので、上記を参考に話し合いにより決定してください。

「この美しい史跡めぐりと
山菜会」のご案内

◆日時 5月6日(火)
①史跡めぐりコース(約5km) 9時30分～12時
②山菜会(参加費1,000円) 12時30分～14時
(会場はふれあいの郷かあら山)

※定員は50人。各コースのみの参加も可能です(定員になり次第締め切ります)。
◆募集期限 4月25日(金)

◆申込・問い合わせ先
こうれいコミュニケーションセンター
☎0859-53-4167

よろしく願います
新しい交通安全指導員さん



当別當正文さん
(中山口)

当別當さんには、街頭指導など地域における交通安全活動でお世話になります。